

平成三年法律第三十六号
救急救命士法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 免許（第三条～第二十九条）
第三章 試験（第三十条～第四十二条）
第四章 業務等（第四十三条～第四十九条）
第五章 罰則（第五十条～第五十六条）
附則

第一章 総則

（目的）この法律は、救急救命士の資格を定める

とともに、その業務が適正に運用されるよう

規律し、もって医療の普及及び向上に寄与する

ことを目的とする。

（第一条）この法律で「救急救命処置」とは、その

症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくは

その生命が危険な状態にある傷病者（以下この

項並びに第四十四条第二項及び第三項において

「重度傷病者」という。）が病院若しくは診療所

に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若

しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所

に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院し

ない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院

又は診療所に滞在している間。同条第二項及び

第三項において同じ。）に、当該重度傷病者に

対して行われる気道の確保、心拍の回復その他

の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著し

い悪化を防止し、又はその生命の危険を回避す

るために緊急に必要なものをいう。

第二章 免許

（免許）

第三条 救急救命士にならうとする者は、救急救

命士国家試験（以下「試験」という。）に合格

し、厚生労働大臣の免許（第三十四条第五号を

除き、以下「免許」という。）を受けなければ

ならない。（欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免

許を与えないことがある。
一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、救急救命士

の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 心身の障害により救急救命士の業務を適正

に行うことができない者として厚生労働省令

で定めるもの

四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（救急救命士名簿）

五 厚生労働省に救急救命士名簿を備え、免

許に関する事項を登録する。（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請によ

り、救急救命士名簿に登録することによって行

う。（登録及び免許証の交付）

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者につ

いて、第四条第三号に掲げる者に該当すると認

め、同条の規定により免許を与えないこととす

るときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を

通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大

臣の指定する職員にその意見を聴取させなけれ

ばならない。（救急救命士名簿の訂正）

第八条 救急救命士は、救急救命士名簿に登録さ

れた免許に関する事項に変更があつたときは、

三十日以内に、当該事項の変更を厚生労働大臣

に申請しなければならない。（免許の取消し等）

第九条 救急救命士が第四条各号のいずれかに該

当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その

免許を取り消し、又は期間を定めて救急救命士

の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であ

つても、その者がその取消しの理由となつた事

項に該当しなくなつたとき、その他その後の事

情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えること

ができる。この場合においては、第六条の規定

（登録の消除）

第十一条 厚生労働大臣は、免許がその効力を失つたときは、救急救命士名簿に登録されたその免

除き、以下「免許」という。）を受けなければ

ならない。（登録の消除）

第十二条 救急救命士免許証の再交付を受けよう

とする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。（免許証の再交付手数料）

第十三条 指定登録機関の役員の選任及び解任

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、こ

の法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月申請により行う。（登録機関の指定）

3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

4 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

6 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

8 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

9 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

10 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

11 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

12 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

13 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

14 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

15 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

16 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

17 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

18 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

19 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

20 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

21 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

22 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

23 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

24 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

25 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

26 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

27 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

28 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

29 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

30 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

31 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

32 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

33 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

34 指定登録機関は、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を使用したもの

二 第四十六条第一項の規定に違反して、救命処置録に記載せず、又は救命処置録に虚偽の記載をした者

三 第四十六条第二項の規定に違反して、救命処置録を保存しなかつた者

四 第四十八条の規定に違反して、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用した者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十条（第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十二条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十二条（第四十一条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 この法律の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能を有すると認定したものは、同条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第三十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十一条第一項の規定により大学に入学することができるものとする者とみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附 則（平成五年一月一二日法律第八号）抄

（施行期日）

九号抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞 聽問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成七年五月一二日法律第九一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則（平成七年五月一二日法律第九一號）抄

（平成七年五月一二日法律第九一號）抄

<p>第一條 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
<p>附 則（平成一三年六月一九日法律第八七号）抄 （施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>（検討）</p>
<p>第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方にについて、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 （再免許に係る経過措置）</p>
<p>第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下「この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。」）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。 （罰則に係る経過措置）</p>
<p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成一三年七月一日法律第一〇五号）抄 （施行期日）</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 略 二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項</p>

を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

附 則（平成二三年一二月一二日法律第一五三号）抄

（施行期日）

（处分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これをこの法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
附則第二条から前条までに規定するもの(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

九号 **附 則** (平成二十六年六月一三日法律第六六)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされた処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

九号 **附 則** (令和四年六月一七日法律第六八)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中医疗法第百四条の改正規定及び第十四条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定

第一 第一条中医疗法第百四条の改正規定及び第十四条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定

一 第五百九条の規定 公布の日